平成２０年度第１回　函館市地域福祉計画策定委員会　会議概要

■ **日時**　平成２０年９月４日（木）　午後６時３０分～８時００分

■ **場所**　市役所本庁舎８階大会議室

■ **報告事項**

１　函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱について

■ **協議事項**

１　正副委員長の選出について
２　委員会の公開について
３　委員会の開催時間について
４　地域福祉計画について
５　新計画策定の進め方について
６　その他

■ **配付資料**

（事前配付）

１　式次第
２　函館市地域福祉計画策定委員会委員名簿　（資料１）
３　函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱　（資料２）
４　函館市地域福祉計画の概要　（資料３）
５　調査結果の概要　（資料４）
６　新計画策定の進め方について　（資料５）

（当日配付）

１　函館市地域福祉計画
２　函館市地域福祉計画の取組状況調査結果報告書

■ **出席委員**（１５名）

池田委員，落合委員，亀井委員，木下委員，熊坂委員，小林委員，齊藤委員，谷口委員，永澤委員，中村委員，野村委員，松永委員，三浦委員，三谷委員，安川委員

■ **欠席委員**（５名）

金谷委員，後藤委員，長倉委員，早坂委員，渡邉委員

■ 事務局職員

福祉部　中川部次長，川崎部次長

　福祉推進課　川手課長，亀田主査，木谷主任主事，關主事

社会福祉協議会

　地域福祉課　武井課長，三國主査

■ 会議要旨

１　開会（午後６時３０分）

２　福祉部次長挨拶

關主事

・　定刻となりましたので，ただ今から，平成２０年度第１回函館市地域福祉計画策定委員会を開催します。現在，市役所では，夏場の軽装，いわゆるクールビズを実施しており，本日もノーネクタイですので，ご了承願います。

　それでは，開会にあたり，福祉部次長の中川よりご挨拶を申し上げます。

福祉部次長（挨拶）

３　委員および事務局紹介

關主事

・　本日は，第１回目の委員会なので，席順に従い皆様をご紹介します。お名前をお呼びいたしましたら，恐れ入りますが，その場でお立ちいただきますようお願いします。（出席委員の紹介，欠席委員の報告）

・　次に本日出席している職員をご紹介します。

中川次長

・　事務局について私からご紹介します。（事務局紹介）

４　報告事項

關主事

・　会議次第にしたがって進めてまいりますが，本日の委員会は午後８時頃までを目途に予定しておりますので，ご協力をお願いします。

・　それでは「４　報告事項(1)」について，ご説明します。

亀田主査

・　福祉部福祉推進課の亀田です。報告事項の(1)函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱について説明させていただきます。
（資料２の説明）

５　協議事項

關主事

・　続きまして，協議事項に入りますが，本日は第１回目で，本委員会の委員長，副委員長が選出されていないため，委員長，副委員長が決まるまでの間，事務局で議事を進めてまいりますので，ご了承願います。
・　それでは，「５　協議事項」(1)正副委員長の選出について，委員会設置要綱第７条第２項の規定により，委員長は，委員の互選により定めることになっておりますが，事務局といたしましては，長年，地域福祉を専門に研究されている函館大学教授の三浦教授に委員長をお願いしたいと考えておりますが，いかがでしょうか。

委員（異議無しの声）

關主事

・　異議なしの声がありましたので，委員長は三浦委員に決定いたします。
それでは，三浦委員，委員長席へお移り願います。
・　続きまして，副委員長の選出ですが，委員会設置要綱第７条第３項の規定により，副委員長は，委員長が指名する委員２名をもって充てることとなっておりますので，委員長からご指名をお願いします。

三浦委員長

・　それでは，副委員長を指名します。副委員長は，函館市社会福祉協議会の谷口委員と函館市民生児童委員連合会の池田委員にお願いしたいと思います。

關主事

・　ご指名がありましたので，副委員長を谷口委員と池田委員に決定します。
谷口委員，池田委員，副委員長席へお移り願います。
・　ここで，正副委員長を代表し，三浦委員長からご挨拶をお願いします。

三浦委員長（挨拶）

關主事

・　それでは，これからの委員会については，委員会設置要綱第８条第２項の規定により，委員長を議長として進めていただきたいと存じます。三浦委員長，よろしくお願いします。

三浦委員長

・　協議事項「(2)委員会の公開について」，皆様にお諮りします。
　本委員会については，原則公開にしたいと思いますが，いかがでしょうか。

委員（異議なしの声）

三浦委員長

・　本委員会については，原則公開と確認されたので，事務局においては，次回より，報道等に対する開催の周知方お願いします。
・　次に協議事項「(3)委員会の開催時間について」，皆様にお諮りします。
本委員会については，原則平日の夜間である，この時間帯に開催したいと思いますが，いかがでしょうか。

委員（異議なしの声）

三浦委員長

・　本委員会は，原則平日の夜間に開催することを確認したので，事務局においては，開催日時の設定について配慮をお願いします。
・　次に「(4)地域福祉計画について」ですが，事務局から説明願います。

川手課長

・　資料３の説明に入る前に，現在の函館市地域福祉計画の策定の経過等につきまして簡単に説明いたします。地域福祉という概念や，地域福祉計画の策定につきましては，平成１２年の社会福祉事業法の改正によりあらたに制定されました社会福祉法に盛り込まれたものですが，全国的にも地域福祉計画策定への取り組みがあまり進んでいない段階であり，まず第一に地域福祉を地域の皆さんに知っていただくことが重要であるとの考えから策定に取り組んだものでございます。

川手課長　（続き）

計画の策定にあたっては，日頃から地域においていろいろな活動に取り組んでいらっしゃる民生児童委員，在宅福祉委員，社会福祉施設職員やPTAの方など，地域の皆さんとの懇談会を開催して，地域における福祉を取り巻く様々な課題を把握するとともに，日常の取り組みについて意見交換等を行いながら地域における福祉活動の場面で生じている課題の解決に向けてどのような取り組みができるのか，また，その場面の行政，地域，市民の役割分担等について意見交換等が行われました。

地域福祉計画は一般の行政計画と違いまして，施設整備やサービス提供の目標数を定めておりません。地域のあるべき姿や望ましい姿の実現のため地域住民として何をすべきかといった，地域福祉を推進するための活動指針として策定したものです。

地域福祉の推進は多少時間を要するもので，息の長い取組が不可欠であると考えており，現在の計画の進行管理にあたっては,これまで１７回地域懇談会を開催し，地域福祉の理念の普及に努めるとともに，各地域における活動や課題についての意見交換等を行ったほか，現計画の取組状況についてのアンケート調査を実施したところでございます。新しい計画の策定にあたりましては，この調査結果や地域懇談会の意見等を踏まえて委員の皆様にご協議いただきたいと考えております。

それでは，現在の地域福祉計画につきまして説明いたしますので，資料３をご覧ください。

（資料３の説明）

・　後程説明しますが，新しい計画については，今後の取り組みの中で同じように地域の皆さんとの懇談会を開催する予定であり，その内容について，この委員会で報告しながら検討していきたいと考えております。

続きまして，現計画の取り組みとして資料４「調査結果の概要」につきまして説明させていただきます。

亀田主査

・　それでは，資料４「調査結果の概要」をご覧ください。

（資料４の説明）

三浦委員長

・　現行の地域福祉計画の概要をご覧いただいて，あわせてアンケート調査の概要，計画の進捗状況，把握の状況などについて説明がありました。これからの委員会の中で十分に精査しながら議論を積み上げて新しい計画へ立ち上げていくことになるかと思いますが，これまでの中で何か質問はありませんか。

木下委員

・　この計画にあたって，施策段階に入ると予算が必要になると思うが，この予算については，市はどの程度投じることを考えているのか。われわれがいくら話し合っても，予算がなければ実動できないため確認しておきたい。

三浦委員長

・　計画予算の裏付けについて質問がありました。これに関連して，どなたか質問はありませんか。

中村委員

・　例えば，バリアフリー化に向けて条例がありますが，実際には使えない決まりがあったり，市に相談したが，おたくの団体は当てはまりませんといわれたので，それについて聞きたい。

三浦委員長

・　予算の裏付けと，具体的な事例についてご質問でしたが，中村委員のご質問については今後委員会の中で，今お話しされたこと以外にもたくさん議論が交わされていくかと思っております。現時点で事務局はできる範囲でお答えいただきたい。

川手課長

・　１点目のどのくらいの予算を投じていくかについてご質問がありましたが，地域福祉計画自体の推進については，先程も若干説明させていただいたが，それぞれ整備の目標数などを掲げておりません。例えば，高齢者に関するサービスなど，具体の予算についてはそれぞれの計画の中で実践して毎年度予算を確保して取り組んでいく状況でございます。地域福祉推進費のなかには活動費としては用意していない状況です。

木下委員

・　今，この福祉計画を立てる委員会の予算は少なくても構わない。策定後にこの計画を立てたことによって実施されなければならない問題についてどのくらいの予算を投入できるか，今までのことも踏まえながら回答して欲しい。というのは，予算がないからできませんという，官公庁の言い訳が非常に多いため，それをある程度私達が理解したうえで施策を考える必要があるし，予算が少ないのであれば，もっと予算を付けるべきだという意見が出ることもあるかと思います。です

ので，今は予算がありません，その都度考えますというのでは，全然先を見ていないと思う。できれば予算の裏付けなどを示してもらえれば委員として議論にも大変力も入るだろうと思います。

三浦委員長

・　この先，委員会を開催するにあたりまして，計画の中にもありますが，案件が出てきたときにこれはどこが取り組むかということを議論していくことになると思います。先ほど挨拶でも申し上げましたが，地域でできること，民間でできること，行政にお願いすること，そういったことを盛んにご意見を出していただきながら，議論をして方向付けをしていくことになると思います。そういった意味で今お話しされていることもわかりますが，それをこの計画を作っていく段階で先に予算の規模をどれくらいにするかということは難しいのではないでしょうか。

木下委員

・　函館市全体で福祉計画を通じての金額をどうするかはともかくとして，これからさらに力を込めてやっていきますという意思なのか，あるいは，計画だけ作ってくれれば，あとはそれぞれの実行していく段階でそれぞれがやっていくからそこまで私達は心配しなくてもいいということなのか。今のニュアンスではそこまで私達が心配する必要はないといわれていると受け取るが，それだとちょっと力が入りづらい。提案したことが実行できないことを懸念する。

三浦委員長

・　お気持ちはわかりますが。

木下委員

・　よろしいです。函館市の考え方としては理解できました。

三浦委員長

・　関連いたしまして，ご意見等あればお願いします。

熊坂委員

・　結局は市で作る計画は，木下委員がおっしゃったところまでは求めておらず，大きな目標的な言葉だけが欲しいのではないか。それでこの地域福祉計画を作り上げていきたいということだろう。木下委員が今言ったように，裏打ちできるような，方向性を示せるような福祉計画を作りたいとこちらが思っても，そこまでは求めていないと捉えるが，いかがか。

三浦委員長

・　私の理解とすれば熊坂委員のおっしゃったとおり,従来の計画もそうでしたが,具体的に目標量というのは掲げていませんから,行政でいくら予算を確保するか,保証するかということまでは現実的ではないと思います。

木下委員

・　担保は必要ない。予算が少ない状況でやっていかなくてはならない今の状況はわかる。実効性については市の方で考えるから，委員は考えるだけ考えればそれでいいといわれているような気がする。しかし，そうであれば力が入らない。具体的に言えば，なにかの啓蒙運動をする場合，パンフレットの作成等について費用がかかる。そういった意見が出た場合にはある程度予算に反映するつもりがあるのか，この委員会の答申によってはそれに対応する予算付けをする予定があることを期待したが，どうも違うようだ。

三浦委員長

・　私からの考え方を申し上げるが，この地域福祉計画というのは最初ふれたように，公民一緒になって作っていく計画である。たくさんの地域の生活課題や福祉の問題があると思うが，そのほかにもっと広い分野でのニーズがある，それを反映して地域の声を皆さん方が集約をしてアンケートの結果を生かしながら考えて，この次の計画の見直しにどう落とすか，ということを議論していくこととなる。そのときに誰がなにをやるか，いつまでやるか，お金はどうするかということまで議論をしていくことになると思う。その段階でこれはどうしても行政にお願いせざるを得ないという場合には行政との協議をしていくという流れになると思う。

木下委員

・　必要に応じて予算立てする課程をやっていくと，そういった返事が欲しかった。先程の返事だと，ここで議論されたことについて，後に実行段階でそれぞれ予算がつく。ここで力を入れても仕方がないということになると思った。

川手課長

・　私の説明が言葉足らずで申し訳ありません。私が受け取った趣旨は，計画策定にいくらお金がかかるかということであり，また，福祉サービスについては，それぞれ別個に目標量を定めた計画があるため，そういったものについては，相応に予算を確保して進めていく。ただ，その先をお話しすれば良かったが，例えば，この５か年でそれぞれの地域の懇談会を１５回やる，そのために予算が必要というように，具体に予算付けが必要なものについては当然のことながら計画にも盛り込むし，私どもも予算の確保に努力したい，という説明をすれば良かった。先程の発言は，地域福祉についてはお金が必要ないという趣旨ではないことは理解いただきたい。

三浦委員長

・　今お話の件は，今後委員会の中で具体的なものが出てくれば，その都度また議論することにしたい。

木下委員

・　予算も必要に応じてできますよということであればそれで良い。

三浦委員長

・　中村委員のご発言については，きちんとそういった発言があったということを記録させていただいて，今後委員会の中で議論をしていきたいと思うので，よろしくお願いします。この他にこの件に関してなにかありますか。

木下委員

・　全体のことだが，今日見えられている方は合併以前の旧市内の方ばかりですね。私は椴法華地域から参加させてもらっているが，この計画に書かれていることの３～４割は行われている。昔ながらの隣近所の貸し借りとか見守りなどそういうことはすすめられている。しかし，合併したことによって，いい面までもやりづらくなってきている所がある。だから，できれば，この次の委員会の時に，４支所の管内の住民の方々の助け合いの実態を，福祉課の方に動いてもらって報告してもらえたら，いい面も参考にさせてもらえるかなと思うので，お願いしたい。

三浦委員長

・　合併以前の４町村のエリアでの見守りだとか，地域福祉活動の実態については，今後地域での懇談会等あると思うが，今後の見通し等について事務局からお答えいただきたい。

川手課長

・　資料５「今後の取り組み」があるので，資料５の説明とあわせてお話ししたいが，よろしいでしょうか。

三浦委員長

・　それでは，協議事項５「新計画策定の進め方について」に関連しているので，あわせて説明をお願いします。

川手課長

・　本日の委員会後の動きについて説明させていただきます。

（資料５の説明）

合併前の旧４町村地区については，計画策定した時点ではまだ合併していないため，残念ながらこの計画自体には旧４町村の記載はありません。しかし，合併後については，旧４町村も当然市のエリアなので，地域に応じて，懇談会を開催させていただいております。木下委員がご指摘のように確かに旧４町村地区については，函館市がもうなくしてしまったような地域の暖かいコミュニティが存在しているという一方で，地域の方の高齢化が進んで若い人が流出し，地域福祉実践の担い手がいないことについてはどうするかといったご意見もいただいているので，今回の懇談会についても，こういった意見を集約して，この委員会で報告

したいと考えております。

木下委員

・　資料５について，市で最終的に計画決定する前にこの委員会に対して説明はないのか。

三浦委員長

・　最終決定までの委員会の関わりについて，事務局から回答をお願いします。

川手課長

・　この委員会では計画素案を固める部分についてご検討をいただきます。その素案に基づいて，私どもが庁内関係部局との整理が必要なことも出てくるため，協議をしながら計画策定をすることになります。その後，計画決定の前段にこちらの委員会にご意見を伺う場面は特段想定しておりません。ただ，計画決定にあたってどの段階で素案がどのように変わったというご報告はさせていただくこととしています。

熊坂委員

・　地域懇談会について，ここではいわゆる障がい者団体だとか，ボランティア団体だとか，あるいは，福祉施設等の団体だとか，そういったところとの懇談というか，意見聴取はされないということか。

川手課長

・　これまでも実際に活動されている団体に声をかけるほかに，一般の方にも参加していただくという形で報道依頼等もしてございます。実際には懇談会に一般市民の方が多く参加していただいている状況には至っていないが，同じような形で声かけをしていきたいと考えております。

三浦委員長

・　熊坂委員のご発言はサービス事業者，あるいはボランティア，NPO や施設関係者やそういった関連する利用者の方々の参画の場面があるのかというお尋ねかと思いますが。

熊坂委員

・　私は不満です。先ほど説明にあったように，地域福祉計画というものは，市が持っている障がい者計画，高齢者計画あるいは次世代計画などさまざまな福祉関連事業の計画の，いわば上位に属するものと私は思っている。その上位にあるものをわれわれがもう一度見直そうと思っているときに，それぞれの団体等が抱えている問題を十分把握しないで上位である地域福祉計画を見直していけるかというと，そうはならないと思う。三浦委員長は生の意見を出してくれというが，私達は全部のことを知っているわけではない。とすると，そういうところに対する意見聴取は必要だと思う。

熊坂委員（続き）

ついでにいわせてもらえば，この報告書，もう既に調査済みですから，ここから何を評価できるのか，私は評価できないと思います。前回の策定委員だった人が所属している団体でアンケートをとっている。そうすると，そんなに厳しい意見が出てこない。それで正しい評価ができるのか，全くゼロだとはいいませんが，私は若干首をかしげざるを得ない。やはり見る側の私達にすると，アンケートの回答は全部「５　全くできなかった」になります。例えばこの委員会の中で調査対象の団体を選び，そこを調査するのであればわかる。既に福祉部が決めて調査している。これでは私はいいものにはならないと思う。

中川次長

・　今の熊坂委員のご意見ですが，先ほども説明いたしましたが，計画の１８ページに各計画との関係を記載しております。この中では高齢者，障がい者あるいは子育て，それぞれの計画は実施計画的なものです。それぞれ数値目標を掲げて実施しております。それぞれ計画の策定にあたってはそれぞれの各関係団体の方に委員として意見をいただいているほか，例えば，障がい者の関係では障がい者団体の懇談会などを開催し意見をお聞きしております。

地域福祉計画については，地域福祉自体の概念が新しいということもありまして，まず地域における住民の意識の醸成に力を注いでおります。もともと地域の課題というのは，行政の体質が分野別になっていることや，サービスの提供には基準があることから，行政の公的なサービスだけでは対応できないものもあります。課題を抱えている場合は問題自体も見えにくいということで，住民主体でどのように援助活動をしているのか，実際に活動を通じてどういう問題があるのかということを把握し，それからどういった対応をするかについて地域の方の意見を聞いてこの計画をまとめることになります。

また，この計画では障がい者の方というのは，地域における一般市民という位置づけであり，そういった意味では障がい者という立場に限定することなく意見を聞くという考え方で取り組んでおります。

熊坂委員

・　私とは違う思いのようで，まず位置づけが違う。この話を聞くと，住民の意識醸成が地域福祉計画の基本だとおっしゃっている。そして個々のものは個々の計画にありますよとおっしゃっている。そこで完全に意識が乖離しているわけですから。議論しても仕方がないのかなと思います。

中村委員

・　私は障がい者です。障がい者のNPO団体も運営しています。そこで思うことは，障がい者が自立していくためにはまず家から出なければならないが，家から出ると障害者年金だけでは暮らせないため，生活保護を受けるしかない。そこで問題が発生するのだが，生活保護制度は国から受けている国民年金を生活費の一部として充てて，その不足分を生活保護費で補って生活してくださいとされている。確かに，人が死なない程度に人権が守られているともいえるが，障がい者は好きでそのような状態になっているわけではないので，そういう部分を加味して欲しいと前々から思っている。また，生活保護制度を受けながら社会復帰できるかというと，できない。少し自分のために働こうと思っても，結局生活保護の上限以上に働かないと抜け出せない。

　自分は発達障がいです。発達障がいでも知的障がいを伴う自閉症の人たちにはお金が出ますけど，自分の場合は軽度の方で，自閉症ですが，知的な面では何も問題がないので，薬を飲んでいれば，普通の人とは変わらないが，それなりに苦しみはあります。ところが，軽度の発達障がいに対しては何か救済措置があるかといえば，今のところは何もない。そういうものについて，軽度の障がい者でも認められてもいいものなのかなと思います。

三浦委員長

・　中村委員の発言された内容も十分記録して地域の声として残してもらうこととします。また，熊坂委員からの発言についてですが，地域福祉の視点というのは，福祉の三プランの隙間を埋める位置づけもあると思います。そういう意味で，どこでも救われないというか，そういう狭間にあるものに対する援助を行政でやるのか，民間で対応できるのか，その辺も今後の委員会で議論していくことになると思います。その結果をもとに計画に落としていくことになると思っていますので，今日はまず，資料の説明をしていただいて今後の委員会に向けて展開していきたいと思っています。熊坂委員から，十分でない点のご指摘もありました。できる限りこの委員会では関係者の声を聞くということもできますから，今後も委員会の展開の中で足りないものについては取り組んでまいりたいと考えております。それでは，最後の議題になりますが，その他について事務局から何かありますか。

事務局

・　特にありません。

木下委員

・　次回の委員会の日程はいつ頃になりますか。

川手課長

・　次回は１０月中旬頃を予定しております。

三浦委員長

・　私個人のお願いですが，地域懇談会につきましては，早めに地域の方にお知らせして，地域福祉計画をよくご覧になっていただくなど，より知識を持って参加していただくことにより，できるだけ多くの発言がなされ，地域の声を吸い上げられるような場面にしていただければありがたいと思います。

・　それでは，本日はこれで終了させていただきます。（午後８時００分）